

2 - 6 届出一覧 (条例関係)

番号	届出書の名称	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書	第 63 条 第 1 項	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る。）	設置の工事開始の日の 30 日前まで	特定施設の配置図，特定事業場及びその付近の見取図，特定施設の構造図，悪	
2	特定施設使用届出書	第 64 条 第 1 項	特定施設が追加指定された際現にその施設を設置している場合（その施設以外の特定施設を設置していない工場・事業場に限る。）	特定施設となった日から 30 日以内	臭の防止に関する概要・図面等	
3	特定施設の数等の変更届出書	第 65 条 第 1 項	特定施設の種類ごとの数又は特定施設の構造を変更しようとする場合	変更に係る工事開始の日の 30 日前まで		次の場合は届出を要しない。 ・特定施設の種類ごとの数を減少する場合 ・特定施設の種類に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合 ・特定施設の構造，使用方法，悪臭の防止方法の変更が悪臭の増加を伴わない場合
4	使用方法等変更届出書		特定施設の使用の方法又は悪臭の防止の方法を変更しようとする場合	変更に係る工事開始の日の 30 日前まで		
5	氏名の変更等届出書	第 67 条	氏名，名称，住所，法人にあっては代表者の氏名，工場・事業場の名称，所在地に変更があった場合	変更があった日から 30 日以内		氏名の変更等には，相続，合併等による変更は含まれない。
6	特定施設使用廃止届出書		特定施設のすべての使用を廃止した場合	廃止した日から 30 日以内		
7	特定施設承継届出書	第 68 条 第 3 項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり，借り受けた場合，又は相続，合併若しくは分割があった場合	承継があった日から 30 日以内		